

(様式1)

近 八 教 総 第 6 号

令和3年4月19日

文部科学大臣 殿

近江八幡市長 小 西 理

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

近江八幡市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和3年度～令和4年度（2年間）

(担当)

近江八幡市教育委員会事務局教育総務課

住所：滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

電話：0748-36-5563

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

--

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

社会体育施設利用者の安全性を確保するため、非構造部材(吊り天井、照明器具、放送器具等)の耐震対策を順次行う。
--

(3) 教室不足の解消等を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

--

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		12 校
中学校		4 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		6 園
幼保連携型認定こども園		2 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	16 箇所
	学校武道場	4 箇所
	社会体育施設	11 箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 <sup>※1</sup>	有	平成31年3月
国土強靱化地域計画 <sup>※2</sup>	有	令和2年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>事後評価は、教育委員らで構成する評価委員が行うものを内部評価、学識経験者や教育関係者で構成する評価委員が行うものを外部評価とし、それぞれが設定した指標に基づき達成度合いを計測し、最終的な業務評価を行う。その結果は市ホームページで公表している。</p>
--

